

# 公 告

令和8年(2026年)4月24日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	2-27
(2) 件 名	焼却施設煙道排ガス計測器点検業務
(3) 履行場所	真庭市櫛西地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	HCL計月例点検整備 一式 2号HCL計精密点検整備 一式 Nox、So2、Co、O2計月例点検整備 一式 2号Nox、So2、Co、O2計精密点検整備 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	機械設備等保守(計測分析機器)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 5月18日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ 【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 5月11日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ 【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 5月18日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 5月18日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 5月18日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

クリーンセンターまにわ  
焼却施設 煙道排ガス計測器点検業務  
共通仕様書

1, 業務概要

本業務は クリーンセンターまにわ、焼却施設煙道排ガス計測器において、別に定める仕様内容に基づき、予防保全の立場により行い、当該設備機器の機能を十分発揮させ、運転管理を安定的、安全かつ円滑に運転できるようにさせるために行うものである。

2, 業務場所

岡山県真庭市樫西 290 クリーンセンターまにわ 内

3, 共通事項

- ・点検箇所及び点検方法、又取り替え箇所詳細は特記仕様書を参照。

4, 業務期間

本契約の日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 まで

5, 契約保証金

真庭市財務規則第 121 条により、請負工事及び業務委託契約 500 万円以上の契約には契約金額の 10 / 100 以上の契約保証金が必要です。

6, 業務内容

別添、特記仕様書のとおり

7, 契約不適合責任期間

1 年

8, 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。  
(廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシンばく露防止対策について 平成 13 年 4 月 25 日付基発第 401 号 等)

## 9, 疑義

受託者は疑義が生じた場合、発注者と十分な打ち合わせ又は協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう努めなければならない。

## 10, 官公署その他への手続き

必要な届出・手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したものの以外は、すべて受注者の負担とする。

## 11, 損傷部補修

業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお復旧に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

## 12, 資格必要作業

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

## 13, 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。又、成果品を他人に閲覧させ複写させ又は譲渡してはならない。

## 14, 現場管理

現場責任者は、修繕履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行う事。又、工程等は事前に監督員と協議し、決定する事。

## 15, 災害防止等

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。また、工事履行については、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう、監督員と事前に打ち合わせ等を行い履行すること。

## 16, 臨機の措置

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに、その経緯を監督員に報告すること。

#### 17, 業務用電力等

本業務及び検査に必要な電力・用水は、原則として市が供給するが、使用に際しては監督員の指示により使用し、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

#### 18, 材料検査等

本業務に使用する材料等は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。また、受注者は、貸与品及び支給材料の引き渡しを受けたときは、遅延なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取り扱いには十分注意しなければならない。

#### 19, 養生その他

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のあるおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、履行期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な方法で養生を行うこと。なお、履行期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な作業環境を保持すること。

#### 20, 跡片付け

業務完了に際しては、当該に関連する部分の跡片付け及び清掃を行うこと。

#### 21, 発生材の処置

監督員の指示に従い適切に処理すること。

#### 22, 検査

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の工程に移行する事。

また、本業務終了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

#### 23, 作業間の連絡調整

本業務期間は、労働安全衛生法第 30 条（特定元方事業者等の講ずべき措置）に定められる事項を厳守すること。なお、元受託者の安全衛生管理者が、招集する安全衛生工程会議に出席し、作業間の連絡調整をはかり安全作業に努めること。

## 24, 仮設

詰所、工作小屋、材料置き場等の仮設を設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け、その指示に従って設置すること。

作業用足場を設ける場合は、足場の組み立て、解体は、資格者の指示監督により、安全かつ堅牢に施工し、足場上での作業中又は仮設中は、常に保安維持につとめなければならない。

## 25, その他保守

受託者は、本業務において本仕様書に明記してない事項であってもシステムの保守上当然必要と認められるものについては、良心的に受託者において実施するものとする。

又、軽微な修理及び必要材料の取り替えは、無償にて行う事とする。

## 26, 提出書類

着手前

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 監理技術者選任届 | 1 部 |
| (2) 業務着手届    | 1 部 |
| (3) 業務工程表    | 1 部 |

完了までに提出する書類

- |  |      |
|--|------|
| (1) 業務報告書  | 1 部  |
| ・ 様式は事前に監督員と打ち合わせを行い、その点検結果を記入し報告する事。<br>又、支給品を受領した場合は報告書に受領書（写し）を添付する事（写真要） |      |
| (2) 業務写真帳  | 1 部  |
| ・ 工事に関する写真を行程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして、提出する事。                                  |      |
| (3) 業務完了届  | 1 部  |
| (4) その他監督員が指示したもの。   | 指示部数 |

## 27, その他

- ・ 詳細な業務予定日は受注者との協議による。

# クリーンセンターまにわ

## 焼却施設 煙道排ガス計測器点検業務

### 特記仕様書

- 【業務種別】 機器点検・整備
- 【機器名称】 焼却炉 公害監視計（1，2号共）  
既設品機器仕様  
塩化水素濃度計 HL-36N（京都電子製）  
製造番号（1号；S/N12511321，2号；S/N12511322）  
  
ばいじん濃度計 HD-26（京都電子製）  
測定範囲； 0～100mg/m<sup>3</sup>N  
製造番号（1号；EXA29656，2号；EIA29657）  
  
Nox, So<sub>2</sub>, Co, O<sub>2</sub>計 島津煙道排ガス多成分ガス濃度測定装置 NSA-308計（島津製）  
1号；製造番号 3941362 機体番号 H41605300289LP（URA-208:H42405300924JC）  
2号；製造番号 3941362 機体番号 H41605300290LP（URA-208:H42405300925JC）
- 【業務内容】 公害監視計点検整備 一式
- 【部品材料】 別添一資料のとおり
- 【業務仕様】  
・ 別添一資料のとおり  
・ 完成検査
- 【特記事項】  
※ 4成分計自動校正用ガス（5種・5本）容量3.4L  
NO（420ppm前後/N<sub>2</sub>）・CO（175ppm前後/N<sub>2</sub>）・SO<sub>2</sub>（450ppm前後/N<sub>2</sub>）・O<sub>2</sub>（21%前後/N<sub>2</sub>）・N<sub>2</sub>（99.99%）ボンベを受注者の責任において受注後速やかに納入設置（1号炉4成分計のみに設置）し契約満了期間まで校正可能状態とする事。通常使用において、3.4L容器1本で1年間使用出来る量です。

塩化水素濃度計(HL-36N)1ヶ月点検仕様

品名、型式	測定範囲	製造年月	製造番号	
塩化水素濃度計~HL-36N	0~500ppm	2011	s/n12511321,12511322	京都電子製
ばいじん濃度計~HD-26	0~100mg/m <sup>3</sup> N	1995.5	EXA29656,EXA29656	京都電子製

\* 作業内容(○部を実施する事)

点検項目	作業内容				備考(使用材料など)
	点検	調整	洗浄	交換	
吸収液の交換	○	-	-	○	状態により担当者と協議のうえ部品交換(支給)
吸収液ラインの脱泡作業	○	-	-	-	
試料流量の点検(330ml/分)、シースエア流量の点検(30ml/分)	○	○	-	-	
吸収液流量の点検(5ml/5分)	○	○	-	-	
HCLゼロ、スパン点検、調整	○	○	-	-	
ばいじん計ゼロ、スパン点検、調整	○	○	-	-	
加熱導管温調器の点検(温調確認など)	○	○	-	-	
参照電極内部液の点検(補充)	○	-	-	-	
セル部の点検(よごれ、つまりなど)	○	-	-	-	
電子除湿器の点検(温調確認、異音など)	○	-	-	-	
自動排液機構の点検(よごれ、動作など)	○	-	-	-	
器内ヒーターの点検(温調確認、よごれなど)	○	-	-	-	
換気用ファンの点検(温調確認、異音など)	○	-	-	-	
プローブの点検(よごれなど)	○	-	-	-	
電極再生状態の確認	○	-	-	-	
各継手の点検(劣化具合、袋ナット割れなど)	○	-	-	-	

一次フィルタユニットのOリング点検・交換	○	-	-	-	
二次フィルタケースのOリング点検・交換	○	-	-	-	
試料流量計テーパ管の点検・洗浄	○	-	-	-	
試料、試薬ラインの漏れ点検	○	-	-	-	
公害監視記録計の記録状態点検(ループチェック)	○	-	-	-	
ソーダライムの点検・交換	○	-	-	-	
測定側検出電極の起電力確認(状態により交換)	○	-	-	-	
基準側検出電極の起電力確認(状態により交換)	○	-	-	-	
試料ポンプダイヤフラム交換	-	-	-	-	
試料ポンプ逆止弁交換	-	-	-	-	
試薬ポンプカセット交換	-	-	-	-	
プローブ挿入チタンパイプの洗浄	○	-	○	-	
気液接触部の洗浄	-	-	-	-	
参照電極内部液の交換(内部液槽の洗浄)	-	-	-	-	
セル、送液計量器の洗浄	-	-	-	-	
電極再生機構の点検、測定(測定、基準の電流値測定)	-	-	-	-	
温度補償電極の点検、測定(抵抗値、絶縁抵抗値)	-	-	-	-	
電磁弁V1, V2, V3, V4の点検(閉止状態、傷、動きなど)	-	-	-	-	
電磁弁V1, V3, V4のダイヤフラムの交換	-	-	-	-	
送液計量センサの点検	-	-	-	-	
送液流量の点検、調整	-	-	-	-	
プローブ部温度制御の点検、調整	○	○	-	-	
加熱導管用リレーの点検、交換	○	-	-	-	
配管、継手Oリング、テフロンリング、スリーブ交換	-	-	-	-	
加熱導管内テフロン管の洗浄(アスピレータにて)	○	-	-	-	
試料流量調整弁の洗浄(オリフィス部点検)	-	-	-	-	
電子除湿器内部洗浄、外部清掃	-	-	-	-	
排液タンク内部洗浄	-	-	-	-	
等価液ポンプカセットの交換	-	-	-	-	
送液計量用ポンプカセットの交換	-	-	-	-	
液まわり検出器Oリング交換	-	-	-	-	
ソーダライム筒Oリング交換	-	-	-	-	
気液接触部断熱材の交換	-	-	-	-	
器内清掃	○	-	-	-	
脱気コックOリング交換	-	-	-	-	
	-	-	-	-	

塩化水素濃度計(HL-36N)精密点検仕様

品名、型式	測定範囲	製造年月	製造番号	
塩化水素濃度計~HL-36N	0~500ppm	2011	s/n12511321,12511322	京都電子製
ばいじん濃度計~HD-26	0~100mg/m3N	1995.5	EXA29656,EXA29656	京都電子製

\* 作業内容(○部を実施する事)

点検項目	作業内容				備考(使用材料など)
	点検	調整	洗浄	交換	
吸収液の交換	○	-	-	○	
吸収液ラインの脱泡作業	○	-	-	-	
試料流量の点検(330ml/分)、シースエア流量の点検(30ml/分)	○	○	-	-	
吸収液流量の点検(5ml/5分)	○	○	-	-	
HCLゼロ、スパン点検、調整	○	○	-	-	
ばいじん計ゼロ、スパン点検、調整	○	○	-	-	
加熱導管温調器の点検(温調確認など)	○	○	-	-	
参照電極内部液の点検(補充)	○	-	-	-	
セル部の点検(よごれ、つまりなど)	○	-	-	-	
電子除湿器の点検(温調確認、異音など)	○	-	-	-	
自動排液機構の点検(よごれ、動作など)	○	-	-	-	
器内ヒーターの点検(温調確認、よごれなど)	○	-	-	-	
換気用ファンの点検(温調確認、異音など)	○	-	-	-	
プローブの点検(よごれなど)	○	-	-	-	
電極再生状態の確認	○	-	-	-	
各継手の点検(劣化具合、袋ナット割れなど)	○	-	-	-	

一次フィルタの交換	○	-	-	○	
二次フィルタの交換	○	-	-	○	
一次フィルタユニットのOリング交換	○	-	-	○	
二次フィルタケースのOリング交換	○	-	-	○	
試料流量計テーパ管の洗浄	○	-	○	-	
試料、試薬ラインの漏れ点検	○	-	-	-	状態により担当者と協議のうえ部品交換
公害監視記録計の記録状態点検(ループチェック)	○	-	-	-	
ソーダライムの交換	○	-	-	○	
測定側検出電極の起電力確認(状態により交換)	○	-	-	○	状態により担当者と協議のうえ部品交換
基準側検出電極の起電力確認(状態により交換)	○	-	-	○	状態により担当者と協議のうえ部品交換
試料ポンプダイヤフラム交換	○	-	-	○	
試料ポンプ逆止弁交換	○	-	-	○	
試薬ポンプカセット交換	○	-	-	○	
プローブ挿入チタンパイプの洗浄	○	-	○	-	
気液接触部の洗浄	○	-	○	-	
参照電極内部液の交換(内部液槽の洗浄)	○	-	○	-	
セル、送液計量器の洗浄	○	-	○	-	
電極再生機構の点検、測定(測定、基準の電流値測定)	○	-	-	-	
温度補償電極の点検、測定(抵抗値、絶縁抵抗値)	○	-	-	-	
電磁弁V1, V2, V3, V4の点検(閉止状態、傷、動きなど)	○	-	-	-	
電磁弁V1, V3, V4のダイヤフラムの交換	○	-	-	○	
送液計量センサの点検	○	-	-	-	
送液流量の点検、調整	○	○	-	-	
プローブ部温度制御の点検、調整	○	○	-	-	
加熱導管用リレーの点検、交換	○	-	-	○	
配管、継手Oリング、テフロンリング、スリーブ交換	○	-	-	○	
加熱導管内テフロン管の洗浄(アスピレータにて)	○	-	○	-	
試料流量調整弁の洗浄(オリフィス部点検)	○	-	○	-	
電子除湿器内部洗浄、外部清掃	○	-	○	-	
排液タンク内部洗浄	○	-	○	-	
等価液ポンプカセットの交換	○	-	-	○	
送液計量用ポンプカセットの交換	○	-	-	○	
液まわり検出器Oリング交換	○	-	-	○	
ソーダライム筒Oリング交換	○	-	-	○	
気液接触部断熱材の交換	○	-	-	○	
器内清掃	○	-	○	-	

## HCL計 精密点検 交換部品一覧

項目	品名	数量	備考
①	プローブ点検部品セット		
①-1	シリカウール 12g (12-04202-01)	1個	
①-2	テフロン フィルタ (63-00644)	1枚	
①-3	リング P50A (63-00135-50)	1個	
①-4	リング P63 (63-00135-58)	1個	
②	HL-36N 12か月部品基本セット		
②-1	テフロン フィルタ (63-00644)	1枚	
②-2	エアーポンプ用ダイヤフラムAP0548 (64-01078)	1枚	
②-3	エアーポンプ用逆止弁AP0548 (64-01077)	1枚	
②-4	ソーダライム 50g (61-00307)	4個	
②-5	断熱材セット 気液接触継手用 (12-04185)	1式	
②-6	電磁弁ダイヤフラム (20-07131)	3個	
②-7	チューブ・リング・スリーブ類等	1式	
③	その他		
③-1	チューブポンプ用カセット (12-03960-01)	3個	
③-2	塩素イオン電極(2本組)	1式	





## Nox,So2,Co,O2計(NSA-308形) 精密点検 交換部品一覧

項目	品名	数量	備考
①	モータSA(タグツキ)	1個	
②	Oリング 4D G60	3個	
③	ミストスクラバフィルタエレメント	4個	
④	ミストアブゾーバ	1個	
⑤	ダイヤフラム APN-085-V用	1個	
⑥	バルブ APN-085-V用	1個	
⑦	エアーフィルタ J-4026	1個	
⑧	ハンノウカンSA LP-ZR-S48	1個	
⑨	ポリブロンフィルタ PF020	1枚	
⑩	テフロンT PFA TA060	4m	
⑪	タイロンチューブ10×14.5	3m	
⑫	バイトンチューブ5×8	4m	
⑬	バイトンチューブ10×7	1m	
⑭	バイトンチューブ9×12	1m	
⑮	フィルタエレメント(SE) (1次フィルタ用)	1個	
⑯	ホルダキャップ(SE) (1次フィルタ用)	1個	
⑰	エレメントキャップ(SE) (1次フィルタ用)	1個	
⑱	Oリング P60(FPM) (1次フィルタ用)	1個	

